

令和5年度 第1回松川町地域公共交通対策協議会 次第

日時：令和5年6月12日（月）午後2：00～

場所：松川町役場 大会議室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

(1) 令和4年度事業及び決算報告について

(2) チョイソコまつかわ運行開始後の状況について

(3) 令和5年度事業計画及び予算(案)について

(4) 生活交通確保維持改善計画(案)について

地域の公共交通の確保や維持、改善を行うために、都道府県や市区町村、交通事業者等からなる協議会が、地域の生活交通の実情やニーズを的確に把握しつつ、議論を経て策定する地域の特性や実情に応じた最適な移動手段の提供などを行うための計画

(5) 監査委員の選出について

_____ 委員 _____ 委員

5. 閉会

松川町地域公共交通対策協議会名簿

【敬称略・順不同】

所属団体等	役職	氏名	備考
松川町	町長	北沢 秀公	会長
松川町社会福祉協議会	会長	水野 一昭	副会長
伊那バス株式会社	代表取締役	藤澤 洋二	
丸茂自動車有限会社	代表取締役	片桐 実	
大島地区代表	古町区長	松下 重幸	R5.4～
上片桐地区代表	上片桐区長	大澤 勲	
生田地区代表	生東区長	下澤 義彦	R5.4～
松川町商工会	会長	小澤 文人	
松川町女性団体連絡協議会	理事	松下 文子	R5.4～
松川町福祉を考える会	会長	原 節子	
国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画 専門官	山岸 康範	
長野県南信州地域振興局	局長	丹羽 克寿	
長野県飯田建設事務所	所長	唐澤 則夫	R5.4～
飯田警察署	署長	笠原 敏克	R5.4～
松川町建設水道課	課長	原 高広	
松川町保健福祉課	課長	塩倉 智文	
伊那バス労働組合	自動車対策部長	鈴木 正満	
松川町教育委員会	教育長	小平 順一	

事務局

松川町副町長	黒澤 哲郎	幹事長
松川町まちづくり政策課長	下井 昭二	事務局長
松川町まちづくり政策課企画調整係	大橋 良平	事務局員
松川町まちづくり政策課企画調整係	元木 ともみ	事務局員

令和4年度事業及び決算報告について

1. コミュニティバス運行路線

路線名		運行状況	運行事業者
通常便	M 8 大島循環	月曜日-金曜日（1日5便）	伊那バス(株)
	M 2 上片桐循環	月曜日-金曜日（1日4便）	
	M 4 生田循環 峠部奈線	月・水・金曜日（1日3便）	丸茂自動車(有)
M 5 生田循環 中山柄山線	火・木・土曜日（1日3便）		
デマンドタクシー 生田地区（実証運行）	月曜日-土曜日（1日2便）		
通学便	M 6 上片桐・大島通学便	月曜日-金曜日（1日5便）	伊那バス(株)
	M 3 部奈線	月曜日-金曜日（1日10便）	
	M 7 生田線	月曜日-金曜日（1日10便）	

※デマンドタクシー

- ・利用者が乗り合わせて運行する公共交通
- ・指定のバス停もしくは生田地区の自宅前での乗降ができる
- ・利用するには、事前登録が必要。
- ・電話予約（運行開始1時間前までに）または生田循環車内での予約が必要
- ・乗降できる場所は下記

登録された自宅（生田地区）、七相停留所、馬坂停留所、宮ヶ瀬停留所、清流苑、社協前、日赤病院、農協前、役場前、中塚医院、伊那大島駅、キラヤ前

2. 利用状況（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R3-R4増減
①通常便	7,086	6,338	7,188	+850
②通学便	19,944	25,432	22,690	▲2,742
合計（①+②）	27,030	31,770	29,878	▲1,892
【再掲】生田地区デマンドタクシー	519	108	165	+57

3. 主な事業

(1) 路線動向

実施時期	内容
令和4年4月～	【M3 部奈線・M4～M5 生田循環・M7 生田線・M8 大島循環】 宮ヶ瀬橋架け替えに伴い運行経路を変更。馬坂停留所を移設、宮ヶ瀬停留所を廃止。
令和4年12月	【生田地区デマンドタクシー】 令和4年12月31日で道路運送法第21条許可運行の期限が到来し、実証運行を終了。
令和5年1月	【生田地区デマンドタクシー】 道路運送法第4条による区域運行を開始。
令和5年3月	【M2 上片桐循環・M4～M5 生田循環・M8 大島循環】 町内フルデマンド化に伴い、令和5年3月31日を以って運行終了。 【生田地区デマンドタクシー】 町内フルデマンド化に伴い、令和5年3月31日を以って運行終了。
令和5年4月	【チョイソコまつかわ】 平日昼間を町内フルデマンド化とし、区域運行開始。

(2) 町内フルデマンド化に向けた先進地視察の実施

◎ 佐久市（8月17日）

デマンド交通「さくっと」の視察により、AI自動配車システムを活用した事業の概要を把握。

◎ 岩手県紫波町（9月29日～30日）

デマンド型乗合バス「しわまる号」と、(株)ヒノヤタクシーのコールセンター業務を視察。

◎ 多治見市・刈谷市（10月17日）

「小泉根本よぶくるバス」と、(株)アイシンのチョイソココールセンターを視察。

(3) チョイソコまつかわ運行開始に向けた準備

◎ チョイソコまつかわ住民向け説明会

- ・民生児童委員協議会(2月14日) ・ 桐の会(2月21日) ・ 部奈1(2月24日)
- ・ 部奈2(2月24日) ・ 部奈3(2月24日) ・ 部奈4(2月24日) ・ 中山3組(2月25日)
- ・ 峠(3月8日) ・ あすなろ(3月13日) ・ こまの会(3月14日) ・ コミカフェ(3月15日)
- ・ 上片桐地区(3月20日) ・ 大島地区(3月20日) ・ 上片桐循環車内(3月23日)
- ・ 大島循環車内(3月23日) ・ 柄山ゆくもり会(3月23日) ・ 中山8組(3月24日)
- ・ ひまわり荘(4月10日) ・ 長峰(4月11日)

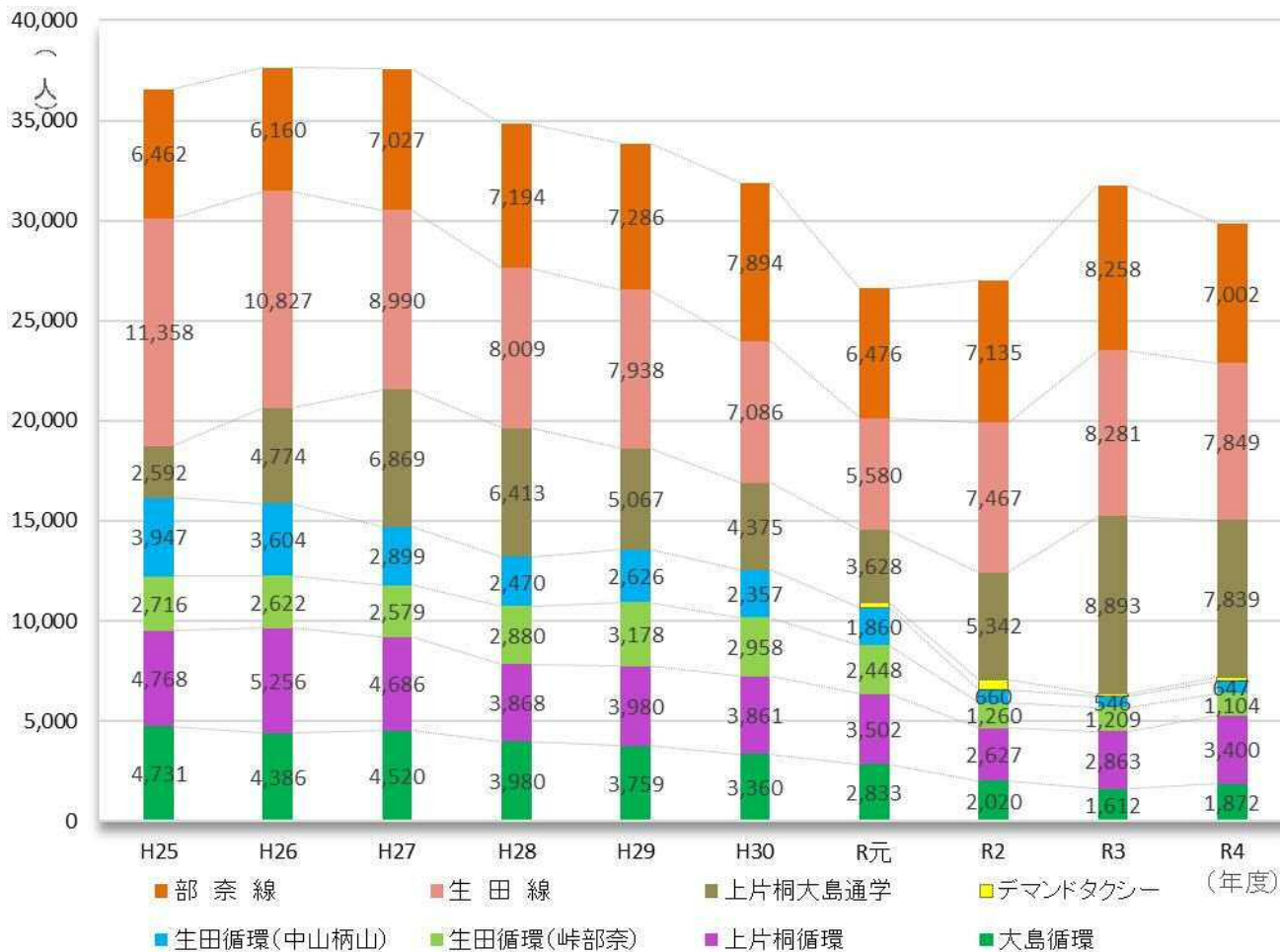
◎ チョイソコまつかわ事業者向け講習会

- ・ ドライバー講習(3月22日～31日) ・ チョイソコまつかわコールセンター講習(3月23日)

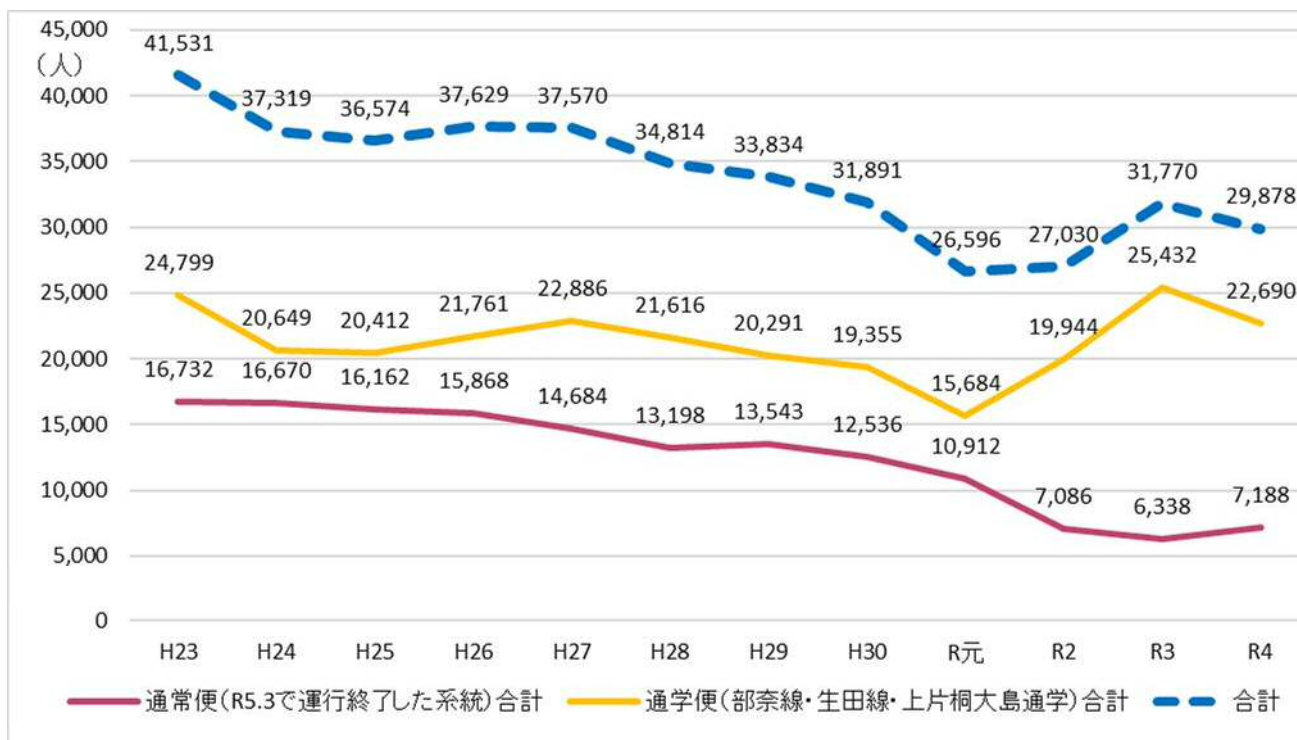
◎ 町内停留所の張替え

- ・ 新設停留所43カ所と既存停留所125カ所に「チョイソコ」案内板設置(3月28～31日)

【参考】系統ごとの乗車人数推移



【参考】通常便（R5.3で運行終了した系統）と通学便の比較による乗車人数推移



令和4年度 松川町地域公共交通対策協議会 決算書

歳入合計 56,577,082 円
 歳出合計 56,577,082 円
 差引残額 0 円

1 歳入

(単位:円)

款	項	目	節	予算額	決算額	比較増減	説明	
1	負担金			59,028,000	56,571,951	△ 2,456,049		
	1	負担金		59,028,000	56,571,951	△ 2,456,049		
		1	負担金	59,028,000	56,571,951	△ 2,456,049		
			1	負担金	59,028,000	56,571,951	△ 2,456,049	町負担金
2	繰越金			0	0	0		
	1	繰越金		0	0	0		
		1	繰越金	0	0	0		
			1	繰越金	0	0	前年度繰越金	
3	諸収入			20,000	5,131	△ 14,869		
	1	諸収入		20,000	5,131	△ 14,869		
		1	雑入	20,000	5,131	△ 14,869		
			1	雑入	20,000	5,131	回数券収入、預金利息	
	歳入合計			59,048,000	56,577,082	△ 2,470,918		

2 歳出

(単位:円)


款	項	目	節	予算額	決算額	比較増減	説明	
1	運営費			220,000	154,926	△ 65,074		
	1	会議費		150,000	116,300	△ 33,700		
		1	会議費	150,000	116,300	△ 33,700		
			1	報酬	150,000	116,300	△ 33,700	監査会・協議会委員報酬
	2	事務費		70,000	38,626	△ 31,374		
		1	事務費	70,000	38,626	△ 31,374		
			11	需用費	50,000	12,116	△ 37,884	事務用品
			12	役務費	20,000	26,510	6,510	振込手数料、切手代
2	事業費			58,828,000	56,422,156	△ 2,405,844		
	1	事業費		58,828,000	56,422,156	△ 2,405,844		
		1	事業費	58,828,000	56,422,156	△ 2,405,844		
			8	旅費	96,000	52,000	△ 44,000	停留所設置、時刻表・路線図印刷等
			11	需用費	398,000	737,560	339,560	チェーンコマつかわ立上準備(パンフ・停留所)
			12	役務費	16,000	15,700	△ 300	自動車税
			13	委託料	58,318,000	55,616,896	△ 2,701,104	運行委託料
3	予備費			0	0	0		
	1	予備費		0	0	0		
		1	予備費	0	0	0		
			1	予備費	0	0		
	歳出合計			59,048,000	56,577,082	△ 2,470,918		

監査報告


令和4年度決算書の各事業について監査の結果、その内容が適正であることを認めます。

令和5年5月25日

監査委員

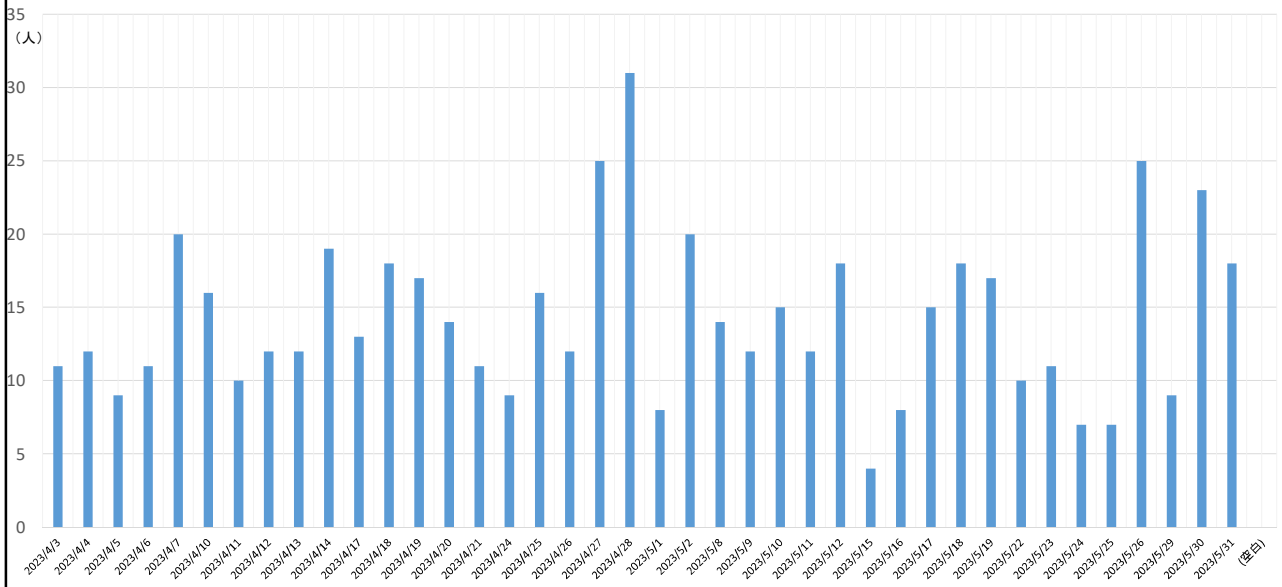
小澤 文人 

監査委員

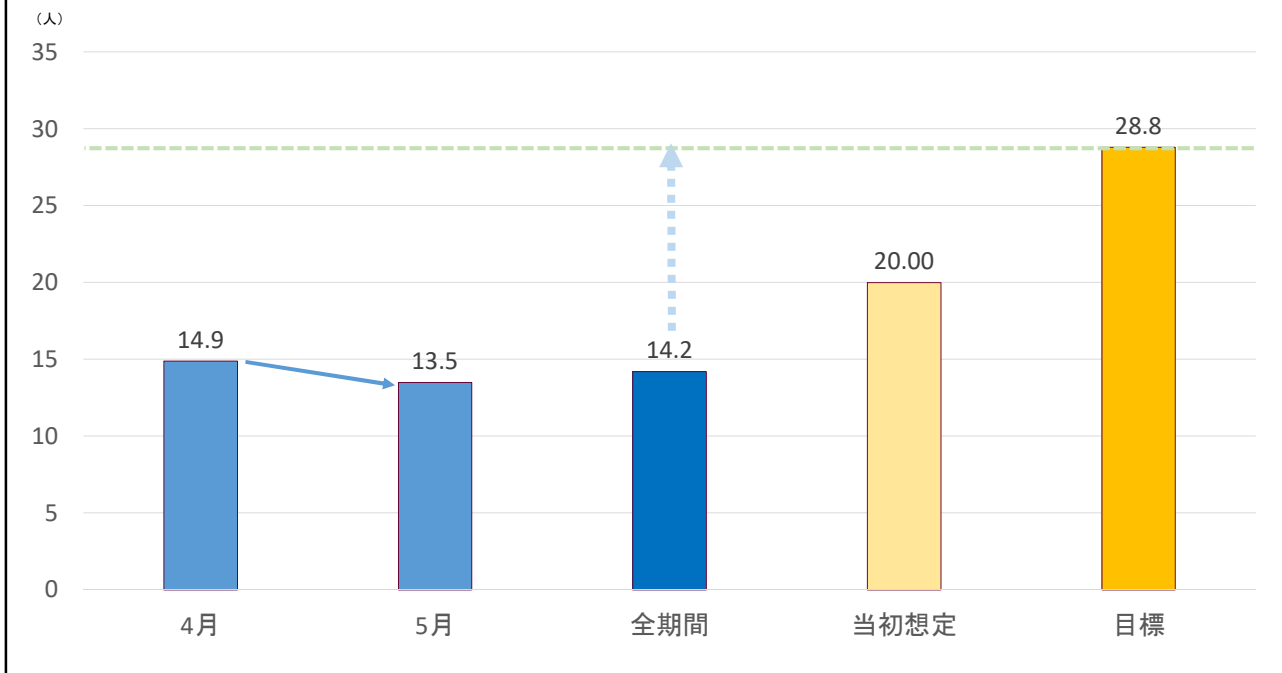
唐沢 實文 

■ チョイソコまつかわ運行開始後の状況について

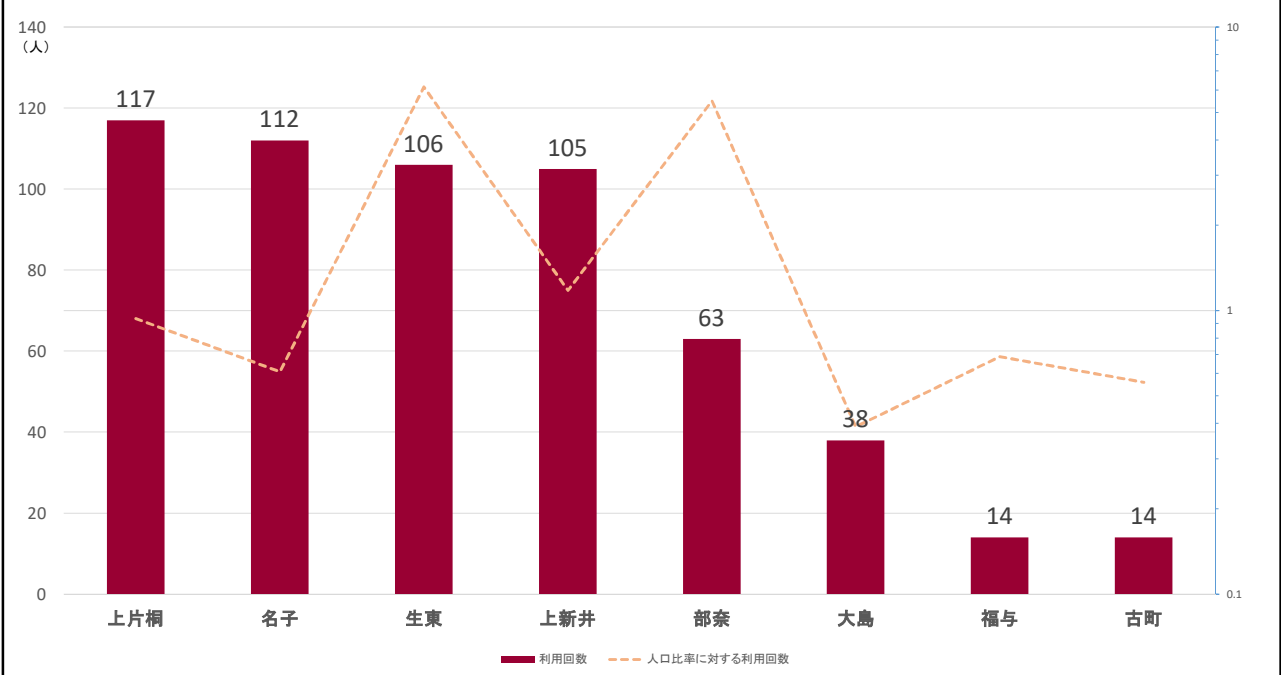
◎ 日ごとの利用実績



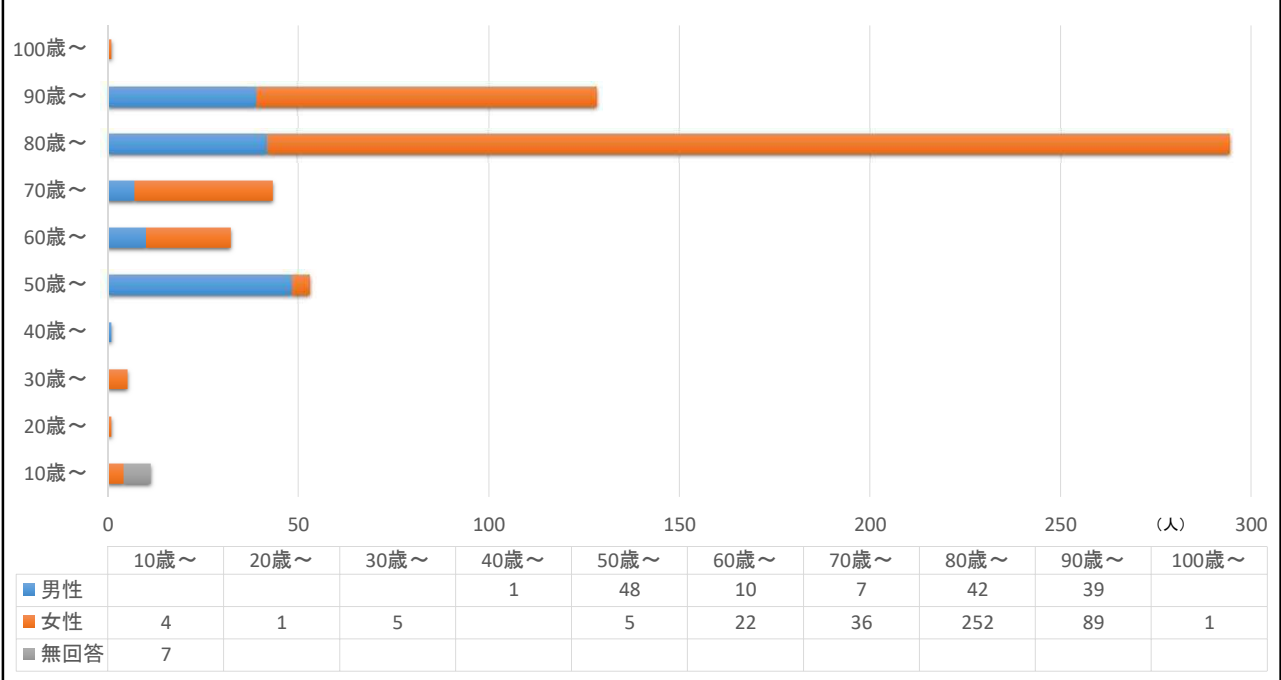
◎ 1日あたりの利用客数



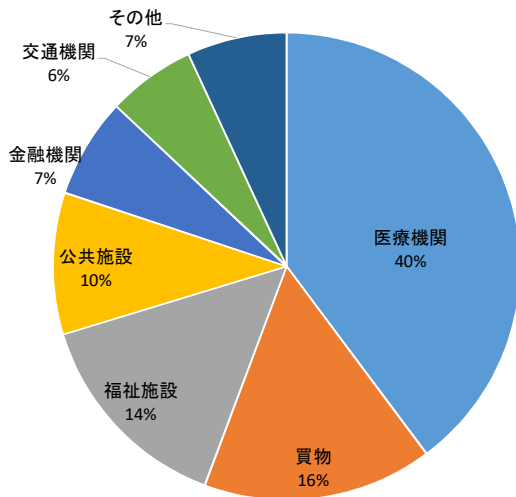
◎ 居住地別利用客数



◎ 年齢別利用者数



◎ 目的地の割合(自宅停留所を除くセクター別)



※自宅停留所を除く利用回数377回に占める割合

停留所利用ランキング【医療機関=150人】

- ① 日赤病院 64人
- ② 米山歯科医院 32人 **New!**
- ③ 中塚医院 17人
- ④ 宮下歯科医院 14人 **New!**
- ⑤ 宮澤歯科医院 8人 **New!**
- ⑥ しらかば歯科クリニック 7人 **New!**
- ⑦ 下平歯科 4人
- ⑧ 園鍼灸治療院 2人 **New!** (R5.5追加)
- ⑨ 北林整骨院 2人 **New!**

停留所利用ランキング【買物=60人】

- ① 農協前(リカまつかわ) 34人
- ② キラヤ前 22人
- ③ 新井 3人
- ④ 羽場種苗 1人

停留所利用ランキング【福祉施設=55人】

- ① 地域活動支援センターあすなろ 30人 **New!**
- ② コーポヘルメス 23人 **New!**
- ③ 社協前 2人

停留所利用ランキング【公共施設=37人】

- ① 清流苑 14人
- ② 役場正面玄関 11人 **New!**
- ③ プール前 8人
- ④ 中央公民館えみりあ 2人 **New!**
- ⑤ 役場前 1人
- ⑤ 名子原体育館 1人 **New!**

停留所利用ランキング【金融機関=26人】

- ① 飯田信用金庫大島支店 12人 **New!**
- ② 大島郵便局 6人 **New!**
- ③ JAみなみ信州松川支所 5人 **New!**
- ④ 八十二銀行松川支店 3人 **New!**

停留所利用ランキング【交通機関=23人】

- ① 伊那大島駅 19人
- ② 丸茂自動車 2人 **New!**
- ② 松川IC第1駐車場 2人 **New!**

停留所ランキング【その他=26人】

- ① 郷原 5人
- ① 原宅前 5人
- ③ 齊藤宅前 4人
- ④ かじや 2人
- ⑤ その他10箇所1人

◎ 課題と当面の展開

1ヶ月あたりの利用客数(人)	R4	R5	増減率
役場前(+役場正面玄関)	31.5	6.0	-81%
キラヤ前(+大島郵便局)	61.5	14.0	-77%
清流苑	25.5	7.0	-73%
農協前(+JA松川支所)	61.6	19.5	-68%
社協前(+あすなろ)	34.5	16.0	-54%
日赤病院	67.0	32.0	-52%
伊那大島駅	17.9	9.5	-47%
プール前	7.1	4.0	-44%

・どの停留所も軒並み減少。

・チョイソコ運行開始と併せて新設した停留所に利用が移った箇所もあり、実態としての減少幅はもう少し緩やかになる可能性はある。

・ただし、清流苑は周囲に新設した停留所は無いため、その減少幅は実態を反映したものと言える。

路線バスは利用していたがチョイソコは利用していない人への取組が必要

①

◎ 課題と当面の展開

市町村	運行開始日	人口(a)	会員数(b)	アクティブユーザー(c)	人口会員比率(b/a)	実質利用率(c/b)
当町	R5.4.1	12,233	525	111	4.3%	21.1%
中川村	R4.10.1	4,509	410	182	9.1%	44.4%
佐久市	R3.10.1	97,451	4,262	1,912	4.4%	44.9%

・運行開始後2ヶ月とはいえ、他の市町村と比較して、人口会員比率(人口に対する会員数)が低い。

・タイトなスケジュールで仕上げたため、住民説明に十分な時間を割けていない。

・同様に、アクティブユーザー(会員のうち実際に利用した人)が少なく、実質利用率が他の市町村の半分以下に留まっている。

新規会員獲得(当初目標1,000人)を意識した取組を継続しつつ、未利用者をアクティブユーザーへとランクアップさせる取組が必要

②

◎ 課題と当面の展開

【利用者の声】

予約

- 帰りの予約が煩わしい
- Web画面がわかりにくい

運賃

- 乗車の都度の現金決済が煩わしい
- 運賃が高い

停留所

- 行きたいところに停留所が無い
- 店の入り口から遠い
- 町外の通院や買物でも使いたい

利用者の意見を反映した取組と、
できないことに対するきめ細かいフォローや代替手段の提案が必要

③

◎ 課題と当面の展開

① 従前の利用者へのアプローチ

- 利用が落ち込んだ停留所に関連する施設との情報共有

② 新規会員の獲得とランクアップ

- 会員登録の拡大に向けた街頭PR活動
- 未利用者を対象とした乗り方講座
- 会員向け企画や情報発信

③ 利用者の声の反映

- 運賃決済手段の拡大
- 停留所の見直し
- JR飯田線やひまわり乗車券(タクシー補助)との連携
- 予約ルールの見直し

利用促進

■ 令和5年度事業計画及び予算（案）について

◆ 事業計画（案）

1. 基本方針

- (1) 新たに運行を開始したデマンド交通「チョイソコまつかわ」が、町民の日常生活に便利な乗り物として浸透するよう、利用促進と運行改善に注力する。
- (2) マイカーを持たない高齢者のラストワンマイルにアプローチすることで、おでかけ支援と健康増進に寄与する。
- (3) 利用者の実需に応じ、路線バスとデマンド交通を住み分けて運行することで、効率の良い地域公共交通を確立し、持続可能なベーシックインフラを実現する。

2. 運行路線及び運行事業者

	系統名	運行計画	運行事業者
路線定期運行 (路線バス)	M3 部奈線	月～金曜日（1日10便） 7/26～8/23は第5便運休	伊那バス(株)
	M6 上片桐・大島通学便	月～金曜日（1日5便） 7/26～8/23は第9便・第10便運休	
	M7 生田線	月～金曜日（1日10便） 7/26～8/23は第9便・第10便運休	
区域運行 (デマンド交通)	チョイソコまつかわ	月～金曜日8時～16時半 (松川町内全域を非固定ダイヤで運行)	丸茂自動車(有) ・ 伊那バス(株)

3. 運賃

系統名	運賃
M3 部奈線 M6 上片桐・大島通学便 M7 生田線	<ul style="list-style-type: none"> ○大人：200円 ○小人：100円（小学生・中学生・高校生） ○無料乗車できる者 <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児 ・無料通学定期券を所持している小中学生 ・次のいずれかに該当する、本人及び生活扶助に利用する介護人 <ol style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者 ②要支援及び要介護認定を受けた者 ・65歳以上の高齢者 ・障がい者福祉施設に通所する者
チョイソコまつかわ	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1回500円 ※乗車するには会員登録が必要 【会員条件】以下の①～③の条件を満たす者 <ol style="list-style-type: none"> ①町内に居住する小学生以上の者 ②本人または保護者・介助者の補助により予約ができる者 ③本人または保護者・介助者の補助により乗降ができる者

4. 定期券・回数券

系統名	運賃
M3 部奈線	○高校生回数券 ※伊那バス(株)松川営業所で販売 1ヶ月(1,000円)・3ヶ月(3,000円)・6ヶ月(6,000円)
M6 上片桐・大島通学便	
M7 生田線	
チョイソコまつかわ	○回数券 ※役場まちづくり政策課およびバス車内で販売 200円券11枚綴り(2,000円)・100円券11枚綴り(1,000円)
	○回数券 ※役場まちづくり政策課およびチョイソコ車内で販売 500円券11枚綴り(5,000円)

5. 時刻表・路線図(別添参照)

6. 取組事業

項目	内容	時期
わかりやすい公共交通の利用案内	後期高齢者説明会、学校保護者説明会等でバスやチョイソコまつかわ利用を周知する。	随時
【チョイソコ利用促進策①】 会員登録の拡大に向けたPR	駅やワクチン接種会場で加入キャンペーンを実施する。(ポケットティッシュやうちの配布)	R5年6月～7月
【チョイソコ利用促進策②】 「チョイソコ通信」の発行	会員向けに公共交通を利用したお出かけ情報を発信する。	随時
【チョイソコ利用促進策③】 清流苑との連携企画の実施	清流苑利用者向けに期間限定の復路無料乗車券を配布する。(1会員1期4枚綴り程度を想定)	R5年7月 R6年2月
【チョイソコ利用促進策④】 運賃決済手段の拡大	新たに「チョイソコ回数券」を追加する。まずは紙媒体のものを作成する。(現金のやり取りが煩わしいという意見を反映) 将来的には電子決済も視野に研究を進める。	R5年7月

7. 目標指標(単位:人)

系統名	乗客数実績(R4)	目標乗客数(R5)	参考:R4目標値
M3 部奈線	7,002	7,000	8,000
M6 上片桐・大島通学便	7,839	8,000	9,000
M7 生田線	7,849	8,000	8,000
チョイソコまつかわ	※ 7,188	7,000	※ 8,200
合計	29,878	30,000	33,200

※ チョイソコまつかわの前身となる4つの系統(令和5年3月末で運行終了のM2上片桐循環・M4生田循環峠部奈線・M5生田循環中山柄山線・M8大島循環)の乗客数を集計したもの。

令和5年度 松川町地域公共交通対策協議会会計 予算書(案)

歳入合計	71,523,000 円
歳出合計	71,523,000 円
差引残額	0 円

1 歳入

款	項	目	節	本年度	前年度	比較	説明
1	負担金			71,523,000	59,028,000	12,495,000	
	1	負担金		71,523,000	59,028,000	12,495,000	
		1	負担金	71,523,000	59,028,000	12,495,000	
			1	負担金	71,523,000	59,028,000	町負担金
2	繰越金			0	0	0	
	1	繰越金		0	0	0	
		1	繰越金	0	0	0	
			1	繰越金	0	0	前年度繰越金
3	諸収入			0	20,000	△ 20,000	
	1	諸収入		0	20,000	△ 20,000	
		1	雑入	0	20,000	△ 20,000	
			1	雑入	0	20,000	回数券販売収入、預金利息
	歳入合計			71,523,000	59,048,000	12,475,000	

2 歳出

款	項	目	節	本年度	前年度	比較	説明	
1	運営費			220,000	220,000	0		
	1	会議費		150,000	150,000	0		
		1	会議費	150,000	150,000	0		
			1	報酬	150,000	150,000	委員報酬	
	2	事務費		70,000	70,000	0		
		1	事務費	70,000	70,000	0		
			11	需用費	50,000	50,000	事務用品	
			12	役務費	20,000	20,000	振込手数料	
2	事業費			71,303,000	58,828,000	12,519,000		
	1	事業費		71,303,000	58,828,000	12,519,000		
		1	事業費	71,303,000	58,828,000	12,519,000		
			8	旅費	52,000	96,000	△ 44,000	先進地視察
			11	需用費	576,000	398,000	178,000	時刻表印刷、停留所修繕
			12	役務費	148,000	16,000	132,000	自動車税、ひかり電話
			13	委託料	70,527,000	58,318,000	12,209,000	運行委託、車両リース、システム
			18	備品購入費	0	0	0	
3	予備費			0	0	0		
	1	予備費		0	0	0		
		1	予備費	0	0	0		
			1	予備費	0	0		
	歳出合計			71,523,000	59,048,000	12,519,000		

令和5年2月17日

(名称) 松川町地域公共交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1-1 南信州地域の公共交通の現状及び南信州地域交通問題協議会との関わり

南信州地域（以下「当地域」という。）は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（以下「14市町村」という。）から構成されており、中央アルプスと南アルプスに囲まれた伊那谷の南部に位置し、総面積1,929km²のうち約86%を森林が占めている。また、盆地のほぼ中央を流れる天竜川沿いに河岸段丘が広がり起伏に富んだ地形が形成されている。このような地形的特徴を持つ当地域での主な移動手段は専ら自家用車であり、それに伴い公共交通の需要は年々減少している。

しかし、自家用車を運転できない高齢者や、高校生を中心とする学生等は、日常の移動手段として電車やバス等を利用しており、今後継続的に公共交通を守り育てていくことが当地域にとって喫緊の重要課題のひとつとなった。こうした課題の解決には、市町村の枠を越えた公共交通の維持・確保が必要であることから、当地域の14市町村を中心に、道路管理者、公安委員会等の行政機関と公共交通事業者、福祉事業者、環境関連団体、公共交通利用者等が一堂に会し、「南信州地域交通問題協議会」を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく法定協議会として設立した。その後、当地域全体の公共交通に関するマスタープランとして「南信州地域公共交通総合連携計画」を策定したが、平成26年の活性化再生法の改正を受け、住民や来訪者の移動手段確保はもとより、福祉、教育、観光なども含めたまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成を進めるために、平成28年3月に「南信州地域公共交通網形成計画（以下「南信州網形成計画」という。）」を策定した。

本計画（生活交通確保維持改善計画）は、この南信州網形成計画に基づき各地域公共交通会議で作成された後、南信州地域交通問題協議会においても協議・承認を受ける。このため、本計画は南信州の目指すべき目標を達成するための具体的取り組みを示すために策定し、効率的な路線の運行を行っている。

1-2 松川町の現状と公共交通の必要性

松川町は東西に長く、町の中心を南北に流れる天竜川により河岸段丘が形成されている。松川町には大きく分けて天竜川東側の山間部に位置する生田地区、中心部を含む大島地区、その北側に位置する上片桐地区の3地区がある。町の中心部に商店街、JR駅、公共施設が集中するが、それぞれの地区から中心部までの距離が遠く、河岸段丘により形成された起伏の多い地形のため移動の負担が大きく、公共交通の維持が必要である。

かつては、路線バスや福祉バスの運行を行ってきたが、運行区域や利用者が限定されていたことから、平成20年度に地域公共交通活性化再生事業（調査事業）に着手し、2～3年の実証運行を経て、平成23年度に大島循環（M8）・上片桐循環（M2）・生田線（M7）・部奈線（M3）の運行を開始、平成24年度には生田循環峠部奈線（M4）・生田循環中山柄山線（M5）の運行を開始した。その後も、通学利用向けの上片桐大島通学便（M6）の運行改善や小中学生向けの通学定期券無料化等の取組により、通学需要の高い路線系統は一定の利用者数を確保してきた。しかし、デイトム運行の循環バス4系統（M2・M4・M5・M8）については、その利用が減少の一途を辿ったため、町ではデマンド交通の導入を検討することになり、令和2年1月から生田地区でデマンドタクシーの実証運行を開始した。コロナ禍の影響もあり本格運行の適否が判断できない状況が続いたが、令和3年度に町内在住の高齢者2,000人を対象としたアンケート調査を実施。その結果を踏まえ、令和4年12月の松川町地域公共交通対策協議会において、循環バス4系統を置き換える形で町内全域にデマンド交通を導入することを決定した。

こうした状況を経て、令和5年3月末で大島循環（M8）・上片桐循環（M2）・生田循環峠部奈線（M4）・生田循環中山柄山線（M5）は運行を終了とし、令和5年4月からデマンド交通「チョイソコまつかわ」の運行を開始した。これに加え、朝夕の通学利用が多い時間帯は引き続き路線バス3系統（M3・M6・M7）を運行することで、交通弱者の利用実態に応じた規模の公共交通を提供していく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

目標値 利用者数（系統ごとの乗車人数）

系統名	R4-R5 実績	R5-R6 目標	※参考 R4-R5 目標
【M8】大島循環	1,013人	—	1,350人
【M2】上片桐循環	1,656人	—	1,650人
【M6】上片桐・大島通学便	※7,139人	8,000人	9,000人
【M4】生田循環峠部奈線	538人	—	650人
【M5】生田循環中山柄山線	320人	—	450人
【M7】生田線	※7,394人	8,000人	8,000人
【M3】部奈線	※6,639人	7,000人	8,000人
チョイソコまつかわ （デマンド型乗合自動車）	—	7,000人	4,100人
計	※24,699人	30,000人	33,200人

※ 上片桐大島通学便、生田線、部奈線のR4-R5実績は見込値

（R4.10～R5.3の利用実績÷R4.10～R5.3の運行日数×R4-R5事業年度の運行予定日数）

- ・チョイソコまつかわR5-R6目標値は、R5.3で運行を終了した4系統（大島循環・上片桐循環・生田循環峠部奈線・生田循環中山柄山線）のR4.4～R5.3の利用実績を参考に、まずは引き継いだ4系統の利用水準を維持する目標とする。
- ・上片桐・大島通学便、生田線、部奈線は対象小中学生数により目標設定する。

（2）事業の効果

JR 飯田線の伊那大島駅および上片桐駅を公共交通の要衝とし、昼間はデマンド交通、朝夕はコミュニティバスにより松川町全体を網羅する公共交通を維持することにより、公共交通空白地域の解消と地域にあった交通体系の構築を図ることができる。

また、デマンド交通は非固定ダイヤ型区域運行とすることで、利用者は自宅と目的地の間を直接往来できるようになり、高齢者を中心にこれまでバス停まで行くことが困難だった人たちが公共交通を移動の手段として選択できる環境を提供できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

系統名	内容	時期	実施主体
チョイソコ まつかわ	会員登録者数 1,000 人（R5.5 末時点 525 人）を目標とし、駅やワクチン接種会場等で PR 活動を実施し、会員数の拡大を図る。	随時	松川町
チョイソコ まつかわ	会員に占めるアクティブユーザーの割合 44% を目標とし、会員向け情報紙の発行や町営施設利用者向けの無料乗車券企画を実施し、おでかけ促進を図る。（未利用者へのアプローチ）	年 2 回	松川町
チョイソコ まつかわ	後期高齢者医療制度説明会で、チョイソコの利用や乗り方を周知する。	月 1 回	松川町
チョイソコ まつかわ	運賃決済メニューに「チョイソコ回数券」を追加する。当面は紙媒体での発行とするが、将来的には電子決済の導入も視野に入れて研究を進める。	速やかに	松川町・ 運行事業者
M3・M6・M7	学校の保護者説明会等で、バスの利用を周知する。	R6.1	松川町
全路線	時刻表や路線図に留まらない、バス、デマンド、タクシー、鉄道を網羅した乗り方ガイド、活用ガイドを作成する。	R6 事業年度内	松川町

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

部奈線 … 伊那バス株式会社
 上片桐・上大島通学便 … 伊那バス株式会社
 生田線 … 伊那バス株式会社
 チョイソコまつかわ … 丸茂自動車有限会社・伊那バス株式会社

詳細は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を参照。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス全路線について、その運行に係る費用総額 71,523,000 円のうち、松川町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、運行事業者から月次で乗降者数報告を受け、数値指標による進捗管理および評価を実施する。
- ・利用者に対し車内で聞き取り調査を実施する。（不定期）

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成 20 年 7 月 3 日	協議会設立
平成 29 年 6 月 1 日	運賃（定期券）改定について協議
平成 30 年 5 月 31 日	生活交通確保維持改善計画の承認
	高校生の通学定期券を全路線へ導入決定
平成 31 年 1 月 10 日	平成 30 年度地域公共交通確保維持改善事業評価の承認
令和元年 5 月 28 日	平成 30 年度公共交通再編支援事業結果報告
	運行経路変更について（デマンド運行）
令和元年 9 月 24 日	デマンド運行について実証実験（令和 2 年 1 月開始）の承認
令和 2 年 3 月 17 日	デマンド運行中間報告
令和 2 年 6 月 2 日	デマンド運行について（運行ルールの変更等）承認
令和 2 年 8 月 27 日	デマンドタクシー実証運行期間の延長について承認
令和 3 年 2 月 16 日	デマンドタクシーの今後の運行について承認
	運行改善施策の承認
令和 4 年 1 月 24 日	松川町公共交通の見直しについて協議
令和 4 年 6 月 2 日	令和 4 年度事業計画（町内フルデマンド化に向けた準備着手を含む）について承認
令和 4 年 12 月 22 日	M8 大島循環・M2 上片桐循環・M4 生田循環峠部奈線・M5 生田循環中山柄山線の 令和 5 年 3 月末運行終了を承認
	令和 5 年 3 月末で運行終了する路線に代わるデマンド型乗合自動車の
	令和 5 年 4 月運行開始を承認
令和 5 年 2 月 17 日	前回の協議内容を踏まえ生活交通確保維持改善計画変更の承認

19. 利用者等の意見の反映状況

協議会構成員に住民及び利用者の代表が含まれており、定期的にバス停設置やダイヤ変更等について協議を行っている。

- ・ H26 年 4 月 上片桐循環通学便について大島地区への路線変更を実施。
- ・ H27 年 4 月 上片桐循環通学便について大島地区への増便を実施。
- ・ H29 年 10 月 住民アンケート実施（約 3,400 世帯）。
- ・ R2 年 10 月 小中学生向け定期券を無料化。
- ・ R3 年 4 月 回数券の車内販売を開始。（役場窓口での販売のみから改善）
- ・ R3 年 7 月 松川町住民移動実態調査を実施。
- ・ R5 年 3 月 大島循環、上片桐循環、生田循環峠部奈線、生田循環中山柄山線の運行終了。
- ・ R5 年 4 月 「チョイソコまつかわ」運行開始により町内全域フルデマンド化を実装。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県下伊那郡松川町元大島 3823

(所 属) 松川町役場 まちづくり政策課

(氏 名) 大橋 良平

(電 話) 0265-36-7014

(e-mail) seisaku@town.matsukawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

○松川町地域公共交通対策協議会規約

平成20年6月3日

告示第46—1号

改正 平成25年4月1日告示第35号

平成30年5月31日告示第30号

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため、松川町地域公共交通対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を長野県下伊那郡松川町元大島3823番地松川町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通網形成計画及び生活交通確保維持改善計画(以下「網形成計画等」という。)の策定並びに変更の協議に関すること
- (2) 網形成計画等の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 網形成計画等に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長各1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長

が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 松川町長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 町内公共的団体に属する者
- (5) 国及び県の関係機関の職員
- (6) 道路管理者、公安委員会、学識経験者
- (7) 運転者の組織する団体
- (8) その他協議会が必要と認める者

2 役員の任期は、次のとおりとする

- (1) 前項に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体等の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、残存期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理人の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の総意をもって決するものとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第7条の2 会長が会議の目的である事項が軽易なものであると認める場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合において、会議の目的である事項につき委員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の協議会の決議があったものとみなすことができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、松川町まちづくり政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、町からの負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めて委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年6月3日から施行する。

附 則(平成25年告示第35号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第30号)

この規約は、平成30年6月1日から施行する。